

特定少年の推知報道

五十嵐 一美

- 1 はじめに
- 2 改正に至る経緯
- 3 68条の解釈
- 4 推知報道のメリット・デメリット
 - (1) メリット
 - (2) デメリット
- 5 報道機関の対応
 - (1) 事例1
 - (2) 事例2
 - (3) まとめ
- 6 私見
- 7 おわりに

1 はじめに

2022年4月1日、改正少年法が施行された。少年法適用年齢は20歳未満を維持するとしつつ、18歳・19歳の少年を特定少年と位置づけた。また、これらの少年については原則逆送対象事件が拡大、推知報道も可能となった。

少年法61条の推知報道を禁止する条文は、少年の健全育成や社会復帰のために重要なものである。実際、保護観察が終了したり少年院を退院したりしても、その後が無職の少年は再処分率が高い。仮に、少年が実名で報道された場合、現代ではSNSが普及しているため実名が半永久的に残る。これが就職に響く等、社会で自分の居場所を見つけられない少年は、再犯の恐れがある。そのため、少年法68条に規定されている特定少年の推知報道の解禁は、少年法の目的である健全育成や社会復帰と相反するのではないかと考えられる。

そこで本稿では、少年法68条の是非を考えながら、報道機関が今後どのように少年事件を取り上げることで少年の健全育成を社会全体で達成することができるのか、検討する。

2 改正に至る経緯

2017年、法務大臣から法制審議会に対して諮問第103号が発せられた。その内容は、少年法における少年の年齢を20歳未満から18歳未満とすること、及び、非行少年を含む犯

罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方等についてである。選挙権年齢や民法の成人年齢が18歳に引き下げられ、これをきっかけに少年法の適用年齢の引き下げも検討されるようになった。しかし、改正前の「少年法のもとでの手続き及び保護処分に付された者に対する処遇が、18歳、19歳の非行少年の改善教育と再犯の防止のためにも有効に機能¹」していた。そのため、議論では少年法の適用年齢を18歳に引き下げることに對して、反対の声もあった。そして、29回に及ぶ少年法・刑事法部会での審議を経て、2021年5月21日に改正法は可決・成立、2022年4月1日から施行された。

3 68条の解釈

少年法68条は「第61条の規定は、特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合における同条の記事又は写真については、適用しない。」と規定する。第61条は推知報道を禁止する旨の条文であるが、特定少年は逆送されて起訴された場合、推知報道が可能となる。そして、この逆送される対象の事件については、少年法62条に規定がある。62条1項によると「その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるとき」、また同条2項1号「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係るもの」及び2号「死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって、その罪を犯すとき特定少年に係るもの」の3つの場合が起訴の対象である。具体的には、殺人・傷害致死・強盗・現住建造物等放火・組織的詐欺等である。

また、但し書は「当該罪に係る事件について刑事訴訟法第461条の請求がされた場合(同法463条第1項若しくは第2項又は第468条第2項の規定により通常の規定に従い審判をすることとなった場合を除く。)は、この限りでない。」と規定する。刑事訴訟法第461条とは、略式手続に関する条文である。これは、非公開の書面審理により一定額以下の罰金・科料を科す手続きのことだ。具体的には、道路交通法違反等であり、この場合は推知報道が禁止となる。

4 推知報道のメリット・デメリット

(1) メリット

推知報道のメリットには以下の3点が挙げられる。1つ目は犯罪抑止力が期待できるため、2つ目は体感治安のため、3つ目は報道の自由と国民の知る権利のためである。1つ目の犯罪抑止力が期待できるとは、実名報道を目にした少年が「犯罪をやめよう」と思う契機になる可能性があるということである。2つ目の体感治安とは、個人が感じる主観的な治安

¹ 川出敏祐『少年法 第2版』412頁(有斐閣, 第2版, 2022)。

の度合いを意味する言葉であり、数字で表される治安とは異なる。誰が事件を起こしたか分からない状態と比較して、犯人の身元を明らかにすることは、体感治安に繋がると考えられる。実際、住民の体感治安を考慮して、実名報道された事例²もある。また、3つ目の国民の知る権利について、少年法 62 条によって逆送の対象となる事件は重大であり、これらに関わる内容は国民の正当な関心事の 1 つである。

(2) デメリット

推知報道のデメリットは、少年の健全育成や社会復帰が妨げられることである。令和 3 年の犯罪白書に、保護観察が終了した保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、再処分率を保護観察終了時の就学・就労状況別に見たものがある。まず、保護観察処分少年について、学生・生徒は 8.2%、有職は 15.9%の再処分率に対して無職は 45.2%である。また、少年院仮退院者について、学生・生徒は 17.4%、有職は 14.3%の再処分率に対して無職は 30.2%である³。保護観察処分少年と少年院仮退院者の両者とも、学生・生徒や有職に対して無職の再処分率が高くなっている。仮に、少年が起訴されて実名報道された場合、インターネット上では半永久的に実名が残る。これが就学や就労に影響する等、社会で自分の居場所を見つけることができなかつた少年は、保護観察処分少年や少年院仮退院者と同様に再犯の可能性がある。

5 報道機関の対応

起訴された特定少年の推知報道が可能となった現在、報道機関はどのように対応しているのか、以下に事例を 2 つ挙げる。

(1) 事例 1

2021 年 10 月、山梨県甲府市で夫婦が殺害され自宅が全焼した事件について、2022 年 4 月 8 日に殺人や現住建造物放火などの罪で当時 19 歳の男性が起訴⁴された。これが特定少年において初の実名報道となり、多くの新聞やテレビでは実名報道が行われた。以下の表はその対応をまとめたものである。

²『広島地検の実名公表、住民の「体感治安」を考慮 広島市西区の強盗事件で 19 歳を起訴』中国新聞デジタル(2023, 3, 31) <https://www.chugoku-np.co.jp/articles/-/288849>(2024, 1, 18 閲覧)。

³ 法務総合研究所「令和 4 年版犯罪白書」令和 4 年版 犯罪白書 第 5 編/第 2 章/第 5 節/4 ([moj.go.jp](https://www.moj.go.jp))(2024, 1, 18 閲覧)。

⁴『15 歳のニュース「特定少年」、初の実名解禁 報道各社、「重大性」「更生」で温度差も』毎日新聞(2022, 4, 16) <https://mainichi.jp/maisho15/articles/20220416/dbg/048/040/001000c>(2024, 1, 18 閲覧)。

① 新聞社⁵

	誌面	インターネット
読売新聞	実名	有料版のみ実名
朝日新聞	実名	実名
毎日新聞	実名	有料版のみ実名
日本経済新聞	実名	有料版のみ実名
産経新聞	実名	実名
東京新聞	匿名	匿名

② テレビ局⁶

	放送	インターネット
NHK	実名	実名
フジテレビジョン	実名	実名
日本テレビ	実名	実名
TBS テレビ	実名	実名
テレビ朝日	実名	実名
テレビ東京 ⁷	実名	確認無し

実名報道を行った報道機関は、事件の重大性や悪質性、社会的影響や関心の高い事件であることを報道した理由に挙げている。一方で、東京新聞は誌面とインターネットの両方で匿名報道とした。健全育成を目的とした少年法の理念を尊重することを理由に挙げている。また、在京紙のインターネットに関しては、各社で対応が異なっている。朝日新聞と産経新聞は実名報道を行っているが、読売新聞・日本経済新聞・毎日新聞は有料版のみ実名で報じた。テレビ局では、多くの社がインターネットでも実名で報道している。

(2)事例2

2022年12月、広島市で起きた強盗事件について、19歳の男性が強盗傷害の罪で起訴⁸さ

⁵ 毎日新聞・前掲注(4)。

⁶ 『少年事件報道の実名解禁は何をもたらしたか(下)』民法 online(2023, 2, 22) <https://minpo.online/article/post-245.html>(2024, 1, 18 閲覧)。

⁷ 『19歳の「特定少年」, 殺人罪などで起訴, 少年法改正で多くのメディアが実名報道』NHK(2022)https://www.nhk.or.jp/bunken/research/focus/f20220601_4.html (2024, 1, 18 閲覧)

⁸ 『男(19)を強盗傷害で起訴 広島地検初の特定少年実名公表「重大な事案で地域社会に与

れて、その後実名が公表された。フジテレビジョンと TBS テレビではそれぞれ地上波とインターネットでは実名報道について異なる対応となった。

	放送	インターネット
フジテレビジョン ⁹	実名	実名
TBS テレビ ¹⁰	実名	匿名

事例 1 と同様に、実名報道を行ったフジテレビジョンは、事件の「結果は重大で社会的影響も大きいとして、被告の更生・立ち直りを考慮しても実名報道することが妥当¹¹」であると判断している。同様に TBS も「結果の重大性や社会への影響の大きさを総合的に判断¹²」した結果、特定少年を放送で実名報道している。しかし、インターネット上では、「現段階では、匿名¹³」として実名で報道していない。

(3)まとめ

事例 1・2 を通して、新聞社は誌面とインターネット、テレビ局は放送とインターネットで実名・匿名、限定公開するというように、各社によって対応がさまざまであることが分かった。

6 私見

上記のメリット・デメリットを踏まえたうえで、私は今回の改正による推知報道の解禁は問題があると思う。

まず、メリットの 1 つ目に挙げた犯罪抑止力が期待できることについて検討する。このように考える立場は、罪を犯したら、場合によっては 20 歳未満でも実名報道されるという法制度や前例がブレーキとなって犯罪の抑止力に繋がると考えている。しかし、実名報道に犯罪抑止力は期待できないと考える。この点について浜井浩一は「実名報道が犯罪抑止につながるためには、加害者が実名報道によって失う大切な何かを持っていて、罪を犯し、実名報道

える影響も深刻』TBS NEWS DIG(2023, 3, 31) <https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/408274?display=1> (2024, 1, 18 閲覧)。

⁹ 『強盗傷害事件で“19 歳特定少年”起訴・実名公表 広島地検「重大な事案で社会的影響も深刻」昨年 4 月「改正少年法」施行』FNN プライムオン(2023, 4, 4) https://www.fnn.jp/articles/-/508868#goog_rewarded(2024, 1, 18 閲覧)。

¹⁰ TBS NEWS DIG・前掲注(8)。

¹¹ FNN プライムオン・前掲注(9)。

¹² TBS NEWS DIG・前掲注(8)。

¹³ TBS NEWS DIG・前掲注(8)。

されることで、その大切な何かを失うリスクが存在していることが必要となる¹⁴」と述べている。「幸せに生きている人は、罪を犯し、それが発覚し、刑罰を受けることで多くの大切なものを失う¹⁵」が「少年院や刑務所に収容されている受刑者には、社会的に孤立していた者が多¹⁶」く「実名報道によって失う大切な価値を持っていない人たちである¹⁷」ため、実名報道に抑止力は期待できない。また、上述したように、無職の少年は学生や有職の少年と比較して再処分率も高い。少年が社会に出てから自分の居場所を見つけられる環境であることが、少年の更生に繋がる。したがって、実名報道に犯罪抑止力は期待できないと考える。

次に、メリットの2つ目に挙げた体感治安について検討する。実際に、住民の体感治安を考慮して、実名報道がされた事案があるように、犯人の身元を明らかにすることは、事件が起きた地域住民の安心感に繋がるとも考えられる。しかし、安心感を得るために必要な情報は、罪を犯した犯人が捕まったか否かで十分である。事件が起きれば「治安が悪い」と感じる人は少なくないが、その不安を取り除くための実名報道は真に必要でないと考えられる。

そして、メリットの3つ目に挙げた報道の自由と国民の知る権利について検討する。憲法21条が規定する表現の自由には、報道も含まれる。そして、この報道の自由は国民の知る権利に奉仕する。憲法が保障する自由を安易に制限することがないように、注意しなければならない。しかし、事件を報道するにあたって実名まで公表する必要性はないと考える。事件がどこで起きたのか、どのような内容なのか、被害者はどのような被害を受けたのか等の概要は実名を報道しなくとも知ることが出来るからである。また、実名報道について元少年院長の八田次郎は「実名報道は報復感情を満たすだけで、社会にとってプラスの要素は一つもない。(中略)彼らが貧困や虐待に苦しんできた背景や、多くがまじめに更生していく現状を知ってほしい¹⁸」と述べている。

最後に、改正の背景についても検討する。2021年改正は、選挙権年齢や民法の成人年齢が18歳に引き下げられたことをきっかけに、議論が始まった。しかし、もとより民法の成人年齢引き下げは、「18歳～19歳の健全に成長した若者を前提として、彼らに大人としての権利を与え、それを行使した際の義務を課すもの¹⁹」である。これに対して少年法は、「健全に成長する機会を十分に得ることができなかつた非行少年に対して性格の矯正及び環境

¹⁴ 浜井浩一「少年法改正による特定少年の新設と実名報道をめぐる諸問題」季刊刑事弁護111号136頁(2022)。

¹⁵ 浜井・前掲注(14)137頁。

¹⁶ 浜井・前掲注(14)137頁。

¹⁷ 浜井・前掲注(14)137頁。

¹⁸ 『19歳「特定少年」報道の多くが実名 少年法改正で解禁、更生妨げる不安拭えず』東京新聞(2022, 4, 9) <https://www.tokyo-np.co.jp/article/170612>(2024, 1,18 閲覧)。

¹⁹ 浜井・前掲注(14)137頁。

の調整に関する保護処分を行うことによって健全育成を図ること²⁰」を目的とする法律である。それぞれ目的の異なる法律であるため、整合性のための改正は必要ないと考える。

以上の4点から、今回の改正による推知報道の解禁は問題があると考ええる。

しかし、68条が現行法である以上、今後も報道機関の対応が特に重要になってくる。特定少年は、少年法が適用される対象であり、健全育成・社会復帰ができるように社会全体で協働しなければならない。誌面や放送は実名であっても、半永久的に残るインターネットでの実名公開は控える等、慎重に報道するべきであると私は考える。

7 おわりに

上記のように、少年法68条の推知報道の解禁によって、起訴された特定少年は実名で報じられるようになった。少年の健全育成を考慮して匿名で報道するメディアもいる一方で、媒体を問わず実名で報道するメディアも多い。しかし、この実名報道が足枷となって、社会に戻ってきた少年が自分の居場所を見つけることができなかつた場合、就労や就学をしている少年と比較して再犯の可能性が高くなる。そのため、今回の改正は行う必要がなかつたと私は考える。少年が更生をするためには、少年院での教育や刑罰だけではなく、社会に出た時に自分の居場所を作ることができる環境も同じく必要である。そして、これを実現できるか否かは報道機関の対応の仕方に委ねられている。今後も各メディアが特定少年の事件をどのように取り扱うのか、着目していきたい。

²⁰ 浜井・前掲注(14)137頁。